

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定(二件)	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	四
○認証食品の認証	(食産業振興課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	五
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	七
○都市計画事業の認可	(同)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	七
○都市計画事業の認可(二件)	(同)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	八
○定期監査結果に対する措置の公表		八
○宮城県告示第九百二十七号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の		

告 示

規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 守屋木材株式会社

2 所在地 宮城県仙台市宮城野区原町六丁目一番十六号

3 代表者の氏名 代表取締役 守屋 長光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田三十二番一

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十五年十月十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年十一月十二日から平成二十五年十二月十二日まで(午前八時三十分か

ら午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年十二月二十六日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第九百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
松島医療生活協同組合まつしまホームヘルパー	宮城県松島町字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町字普賢堂二番地の十一	平成二十五年九月一日
ヘルパーステーションめぐみ	遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	有限会社穂乃香	遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	平成二十五年五月十五日
旭寿会訪問介護センター	石巻市北村字庵ノ窪一番一	社会福祉法人旭寿会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地二	平成二十五年九月十五日

二 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
星陵ケアセンター訪問看護ステーション	大崎市古川小稲葉町七番七号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年九月一日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
通所介護リハビリセンターおおひら	黒川郡大衡村大衡字河原五十四番地二	株式会社オフィス大塚	黒川郡大衡村大衡字河原五十四番地二	平成二十五年九月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニック石巻	石巻市双葉町八一三十七ハイツ千石一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月十五日
一心苑デイサービスセンター	石巻市北村字庵ノ窪一番一	社会福祉法人旭寿会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地二	平成二十五年九月十五日
リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜	塩竈市北浜一丁目三番一号パルメゾン西村一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニック名取	名取市植松四丁目十七番地二十九号	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月一日
アースサポート山王	多賀城市山王字千刈田四番一号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番十四号	平成二十五年八月一日

四 居宅介護支援事業

デイサービスみんなの家錦織	登米市東和町錦織字内ノ目十四	有限会社みんなの家	登米市中田町宝江新井田字並柳前五十五	平成二十五年六月二十一日
デイサービス緑のそよ風	大崎市岩出山細峯一番地	株式会社アーバンディレク	大崎市岩出山細峯一番地	平成二十五年四月二日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アミカ塩釜介護センター	塩竈市玉川二丁目二一十	株式会社HCM	東京都港区東麻布一丁目二十八番十三号	平成二十五年十月一日
ここみケアプランセンター城南	多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号	平成二十五年四月一日
スマイルサポートみんなの家	登米市中田町宝江新井田字並柳七十番地	有限会社みんなの家	登米市中田町宝江新井田字並柳前五十五	平成二十五年七月一日

六 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
松島医療生活協同組合まつしまホームヘルパー	宮城郡松島町字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	宮城郡松島町字普賢堂二番地の十一	平成二十五年九月一日
ヘルパーステーションめぐみ	遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	有限会社穂乃香	遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	平成二十五年五月十五日
旭寿会訪問介護センター	石巻市北村字庵ノ窪一番一	社会福祉法人旭壽会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地二	平成二十五年九月十五日

七 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
星陵ケアセンター訪問看護ステーション	大崎市古川小稲葉町七番七号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年九月一日
通所介護リハビリセンターおおひら	黒川郡大衡村大衡字河原五十四番地二	株式会社オフィス大塚	黒川郡大衡村大衡字河原五十四番地二	平成二十五年九月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニックス石巻	石巻市双葉町八一三十七ハイツ千石一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月十五日

一心苑デイサービスセンター	石巻市北村字庵ノ窪一番一	社会福祉法人旭壽会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地二	平成二十五年九月十五日
リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜	塩竈市北浜一丁目三番一号パルメゾン西村一F	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月一日
リハビリ特化型デイサービスリハニック名取	名取市植松四丁目十七番地二十九号	株式会社ドクターアイズ	北海道札幌市中央区南三条東四丁目一番地二十	平成二十五年九月一日
アースサポート山王	多賀城市山王字千刈田四番一号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番十四号	平成二十五年八月一日
デイサービス緑のそよ風	大崎市岩出山細峯一番地	株式会社アーバンデイレクト	大崎市岩出山細峯一番地	平成二十五年四月二日

八 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
角田市地域包括支援センター	角田市角田字柳町三十五一	角田市	角田市角田字大坊四十一	平成二十五年六月一日

○宮城県告示第九百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
居宅介護支援センター花水木	石巻市鹿又字八幡前十五番	社会福祉法人一視同仁会	石巻市鹿又字八幡前十五番	平成二十五年八月一日

○宮城県告示第九百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日	
公益社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	加美訪問看護ステーション	公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	石巻市大街道南五丁目二番三十二号	石巻市門脇字上野町二十四番二	石巻市北村字庵ノ窪一番一	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	旭寿会ケアサポートセンター	医療法人啓仁会訪問看護ステーションふかや	石巻市広瀬字焼巻二番地	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	社会福祉法人旭寿会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	平成二十五年九月一日
公益社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	加美郡加美町字南町百八十一番一	公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	石巻市大街道南五丁目二番三十二号	石巻市門脇字上野町二十四番二	石巻市北村字庵ノ窪一番一	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	旭寿会ケアサポートセンター	医療法人啓仁会訪問看護ステーションふかや	石巻市広瀬字焼巻二番地	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	社会福祉法人旭寿会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	平成二十五年九月一日
公益社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会こた訪問看護ステーション	公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	加美郡中新田町字大門七十八番地の一	公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	石巻市大街道南五丁目二番三十二号	石巻市門脇字上野町二十四番二	石巻市北村字庵ノ窪一番一	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	旭寿会ケアサポートセンター	医療法人啓仁会訪問看護ステーションふかや	石巻市広瀬字焼巻二番地	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	社会福祉法人旭寿会	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	石巻市北村字幕ヶ崎一十七番二	平成二十五年九月一日
公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年四月一日
公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年四月一日
公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	公益社団法人宮城県看護協会	社団法人宮城県看護協会	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第九百三十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地

二 認証年月日

平成二十五年十一月一日

○宮城県告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

七十三	凍り豆腐	いわでやま農業協同組合 代表理事組合長 鈴木千世秀	岩出山凍豆腐生産協同組合	大崎市岩出山字通丁百二十四番地三
-----	------	------------------------------	--------------	------------------

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
伊具郡丸森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
栗原市花山字草木沢箕ノ口館三四番二地先から 同市花山字草木沢箕ノ口館四〇番二地先まで	前 一九・〇、 四一・二	後 一八・〇、 二六・六	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
			六二・六 六二・六

○宮城県告示第九百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
本吉郡南三陸町入谷字桜沢二八七番九地先から 同町入谷字桜沢二八七番三地先まで	前 一一・九、 二五・四	後 一九・二、 二九・九	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町入谷字大船沢三二番一地先から 同町入谷字大船沢三三番一地先まで	前 七・七、 一四・〇	後 一四・五、 二三・一	一一九・〇 一一九・〇

○宮城県告示第九百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
本吉郡南三陸町歌津字中山五一番一地先から 同町歌津字中山六五番一地先まで	前 三・九、 七・八	後 三・九、 一九・五	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
			六五・〇 六五・〇

○宮城県告示第九百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字中山五一番一地从先から同町歌津字中山六五番一地从先まで	平成二十五年十一月十二日

○宮城県告示第九百三十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 須江地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田、字助作並びに字城場地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川東地区

三 事業施行期間

「平成二十五年四月五日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月五日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

都市計画事業の認可（平成二十五年四月五日宮城県告示第三百二十三号）の事業地に、本吉郡南三陸町志津川字天王山の一部を加え、本吉郡南三陸町志津川字沼田地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり

認可した。

り認可した。

平成二十五年十一月十二日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

三号 千年希望の丘相野釜緑地

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市下野郷字浜地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月十二日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

四号 千年希望の丘二野倉緑地

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市押分字須加原地内

2 使用の部分

なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 中沢地先海岸災害復旧工事（平成二十五年度県債三一地震災六二一五〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年十一月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 若築・あおみ・吉田建設工事共同企業体 代表者

若築建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

五 落札金額 二十一億三千万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型（施工計画型）））
七 入札の公告を行った日 平成二十五年九月三日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年11月12日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	青 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

報 告 書

<p>1 監査委員の報告日 平成25年 8月 9日</p> <p>2 通知のあった日 平成25年10月11日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容</p> <p>(1) 動物愛護センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じら たい。</p> <p>(内容)</p> <p>電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落し 不能になり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額4,233円が発 生したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 正規支出額 142,593円 ・ 誤支出手続額 124,593円 ・ 最終支出額 146,826円 (遅収加算額4,233円を含む) <p>ロ 措置の内容</p> <p>需用費の支出を含め、全ての支出について以下の対策を講じていく。</p> <p>(処理状況)</p> <p>請求書を受理後、速やかに審査・支払事務に着手し、遅収加算金及び支払遅延が発生しな いよう、早収期限日(支払期日)の厳守に努めていく。</p> <p>(対応策)</p> <p>庶務担当者は、支出金額等に誤りがないかの確認事務の徹底を図ったうえ、支出書類を作 成する。</p> <p>さらに、決裁時の対応として、出納員、次席の出納員、次席の現金取扱員(物品取扱員) による確認事項の三重チェック体制で支出誤りの防止を図り、適切な会計事務に努めていく。</p> <p>(2) 拓湘医療療育センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないよう に対策を講じらるたい。</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 43件 ・ 金額 50,313円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 旅費処理状況確認一覧表の作成</p> <p>旅費担当者が、新たに「旅費処理状況確認一覧表」を作成し、旅費の支出処理状況の進行 管理を行うこととした。</p> <p>(ロ) 処理状況の「見える化」</p> <p>「旅費処理状況確認一覧表」を共有フォルダ内に置き、事務局職員が処理状況を随時確認 できるよう「処理の見える化」を図ることとした。</p> <p>(イ) 定期的な処理状況の確認</p> <p>事務局職員が、毎週金曜日に「旅費処理状況確認一覧表」を閲覧し、未処理案件等の確認 を行うことによりチェック体制を一層強化することとした。</p> <p>(ニ) 財務システム出力帳票の活用による再確認</p> <p>財務システム出力帳票を回覧し、院長及び事務局職員が、旅費支出未済の状況を再確認す ることとした。</p> <p>(3) 白石高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>諸収入(自動販売機電気料)において、還付手続の遅延により損害が発生したので、今後再 発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成23年5月分の自動販売機電気料の還付(電気メーカーの読み違い)手続の遅延により、 還付加算金が発生したものの。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 還付金 22,284円 ・ 還付加算金 1,200円 ・ 還付金合計額 23,484円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>震災後の学校復旧を優先しており、業務が多忙になっている中で事務処理に不手際があった。 今後は複数の職員でメーカーを確認するとともに、決裁時には前月・前年と使用量を比較 し、妥当性もチェックすることによって再発を防止していく。</p>
--	---

報 告 書

<p>(4) 南郷高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>毎月定期に支払う非常勤講師報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 (4人分) ・金額 500,400円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>定期的に行う収入・支出処理の確認表を作成し、業務の進捗状況を複数の職員により確認することにより、事務処理が遅延することのないよう対応していく。</p> <p>(5) 警察本部生活安全部</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、確認を怠り条例に適合しない事務取扱要領を作成するとともに、これに基づき複数年度にわたり各警察署に周知及び指導を継続した結果、各警察署において手数料を過徴収していたことが認められた。また、過徴収した手数料の還付手続に当たって、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4,209件 ・過徴収金額 166,240円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等の開催</p> <p>事案の発生を受けて、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等を開催して、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>本事案の検証を踏まえ、平成25年7月、「許可等事務担当者が交替した場合」、「公安委員会関係手数料条例改正等及び事務処理手続に変更があった場合」のほか、少なくとも1回は、主管課及び各警察署の許可事務担当者とは各級幹部が条例と許可等事務処理要領等の資料(平成25年4月作成)を突合点検することとし、当該点検に際しては、新たに作成した手数料項目ごとに検討を加えるチェック表の活用を各警察署等に指示して、再発防止に努めた。</p> <p>(6) 大和警察署</p>	<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 207件 ・過徴収金額 8,380円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料(平成25年4月受領)を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(7) 若柳警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 5件 ・過徴収金額 180円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領</p>
---	---

等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

(8) 白石警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられた。

（内容）

- ・ 件数 67件
- ・ 過徴収金額 2,480円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席

事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施

平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。